

平成 27 年 10 月 26 日

企業会計基準委員会 御中

日本協同組合連絡協議会

「財務報告に関する概念フレームワーク」公開草案に対する意見

標記につきまして、下記の通り本協議会の意見をお送りしますので、ご査収ください。

日本協同組合連絡協議会（JJC）は、農業協同組合、消費生活協同組合、水産業協同組合、森林組合等、わが国の各種協同組合運動相互の連携、共通問題の解決、わが国協同組合運動と海外協同組合運動の連携強化等を目的に、1956 年に設立された協議会であり、以下の協同組合組織 15 団体で構成されています。

全国農業協同組合中央会、日本生活協同組合連合会、
全国漁業協同組合連合会、全国森林組合連合会、
全国農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、
農林中央金庫、一般社団法人家の光協会、株式会社日本農業新聞、
全国労働者共済生活協同組合連合会、日本労働者協同組合連合会、
全国大学生生活協同組合連合会、一般社団法人全国労働金庫協会、
日本医療福祉生活協同組合連合会、一般社団法人日本共済協会

※連絡先：

全国農業協同組合中央会（JA 全中）総務企画部協同組合連携課（担当：前田）
電話：03-6665-6003 メール：kokusai.s@zenchu-ja.or.jp

記

質問 4——現在の義務

「現在の義務」の記述の提案及びその記述を補強するためのガイダンス案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

次の点に関して明らかにされ、「資本の性質を有する金融商品のリサーチプロジェクト」における検討において十分考慮されることを求める。

協同組合の出資に対応する組合員の持分請求権は、公開草案 4.30 にいう持分請求権に該当し、経済的資源を移転する義務を含んでいない。したがって、組

会員からの社員たる地位に基づく義務に基づき共同事業を行うためのリスク資本として拠出された出資金の受入れは「経済的便益の受け取り又は活動」には当たらない。すなわち、ここでいう義務の生じる過去の事象には当たらず、したがって協同組合が出資金の受入れによって現在の義務を有することにはならない。

【理由】

協同組合は、組合員によって組織された企業体で、組合員が行う事業および家計を改善・助成するための組織である。組合員になろうとする場合には協同組合に出資をするが、その出資は組合員が利用するための共同事業を行うためのリスク・キャピタルであり、組合員は出資をすることで協同組合の財産に対し出資持分を有することとなる。

この出資持分は、協同組合が解散した場合には協同組合のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分である。しかしながら、公開会社などとは異なり、協同組合は資本の拠出者である組合員が協同組合の所有者であり、事業の運営者であり、かつ、その事業の利用者であることを特質とした組織であることに伴い、組合員がその資格を失った場合や自らの事業を一部休止したような場合には、出資持分の全部または一部の払戻しということが生ずる。

解散以外の理由によって出資持分の払戻しが行われるという事実だけに着目すると負債のようにも見えるが、解散以外の事由に基づく持分の払戻しは、資格の喪失等の事実が生じた事業年度末において協同組合を解散したと仮定した場合の残余持分についての当該組合員との間における部分的清算ともいふべき性格のものである。

なお、本邦における株式会社においても、会社の基礎の変更時には（①定款の変更、②組織再編行為、③事業譲渡等）、反対株主の株式買取請求権に基づき、持分の払戻しが行われる場合がある。

また、協同組合における出資持分についてはいくつかの制度があるが、その多くでは、構成要素の定義にあるように（4.48、4.49）、収益、費用の発生に伴って増減が自動的に生じる。負債は一般に収益、費用の発生に伴ってその額が変動しないが、こうした負債の性格に鑑みれば、出資持分は負債とは根本的に性格が異なるものである。したがって、組合員の出資持分は、協同組合にとっての負債には該当しないと考えるので、疑念が生じないようにしていただきたい。

以上